議案第２３０号

上越市シーサイドパーク名立条例の一部改正について

上越市シーサイドパーク名立条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市シーサイドパーク名立条例の一部を改正する条例

上越市シーサイドパーク名立条例（平成１６年上越市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

別表第１ビッグボブスレー及びローラースライダーの項中「１回につき」を「１回券」に、「３００円」を「３１０円」に、「１，５００円」を「１，５５０円」に、「１５０円」を「１６０円」に改め、同表バーベキューハウスの項中「１，０００円」を「１，０２０円」に改める。

別表第２占用料の欄を次のように改める。

占用料
１１０円
３０円
２０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１バーベキューハウスの項使用料の欄の規定及び別表第２の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第１の規定のうち１回券及び６回券（以下「１回券等」という。）に係る部分は、令和２年４月１日以後に発行する１回券等について適用し、同日前に発行された１回券等については、なお従前の例による。